

令和8年度中野区介護予防・フレイル予防推進員

(会計年度任用職員) 募集案内

応募資格

次のすべてに該当する方

- ① 令和8年4月1日時点で、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)に定める免許を有する方、又は言語聴覚士法(平成9年法律第132号)に定める免許を有する方
- ② リハビリテーションの理念を踏まえ、介護予防・フレイル予防に係る心身機能並びに活動及び参加のそれぞれの要素に総合的に働きかけることのできる能力を有すること。
- ③ パソコン(ワード、エクセル、パワーント、メール)の基本操作ができること。
- ④ 職務を行うに適する健全な心身を有すること
- ⑤ 欠格条項(最後頁に掲載)に該当しないこと。

採用予定数

2名程度

受験申込

介護予防・フレイル予防推進員(会計年度任用職員)採用選考申込書、応募に必要な資格を証明する免許の写しを、郵送または直接持参により中野区役所3階の介護予防推進係へご提出ください。採用選考申込書は、中野区役所ホームページからダウンロードできます。

郵送による申込み

令和8年1月7日(水)の消印有効といたします。

封筒の表面に「介護予防・フレイル予防推進員採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送ください。(簡易書留によらないものの事故等は責任を負いかねます。)

直接持参による申込み

令和8年1月9日(金)までに、中野区役所3階3番窓口にご提出ください。
祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで申込みを受け付けます。

採用選考申込書の作成方法

写真を貼付してください。写真は、最近3か月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面を向いたものをご用意ください。

別紙に志望理由と作文（400文字程度。テーマは別紙に記載。）を記載してください。

※個人情報については、「中野区個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、適正に管理しています。

選考方法

応募書類と面接により、以下のとおり選考します。

第1次選考 書類選考

応募書類を元に書類選考を行い、面接受験者を決定します。書類選考の結果は、令和8年1月16日（金）を目途に、応募者全員に通知します。

第2次選考 面接選考

書類選考を通過した方を対象に実施します。令和8年1月21日（水）～23（金）のいずれか1日に、1人につき30分程度の個別面接により行います。場所は中野区役所内です。

面接の集合時刻、集合場所等詳細については、書類選考の結果通知の際に、個別にお知らせします。

面接選考の結果は、令和8年1月30日（金）を目途に、面接受験者全員に通知します。

勤務条件等

勤務内容

主に、以下に関する業務。

- ・介護予防・フレイル予防に係る事業の企画、立案及び実施に関すること。
- ・介護予防・フレイル予防に係るネットワークの構築に関すること。
- ・地域包括支援センター等で受けた相談のうちリハビリテーションに関して専門的な対応が必要なものについて、助言及び支援を行うこと。
- ・住民への介護予防・フレイル予防に関する技術的助言を行うこと。
- ・介護職員等への介護予防・フレイル予防に関する助言及び支援を行うこと。
- ・介護職員等が主催するサービス担当者会議等に出席し、専門的な立場で意見を述べること。

勤務場所

中野区役所本庁舎（中野区中野 4-11-19 中野駅徒歩 6 分）

採用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間

勤務日数

原則として、土曜日、日曜日、祝日を除く月曜日から金曜日までの日で、週 4 日の勤務です。
ただし、業務の都合により、土曜日、日曜日、祝日が勤務日となる場合があります。
各月の勤務日は別途指定します。

勤務時間

原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの実動 7 時間 45 分です。
ただし、夜間に開催する会議への出席のために勤務開始時間を遅らせることがあります。

休暇

年次有給休暇（任用初年度の場合 17 日）が年度で付与されます。年次有給休暇は時間単位の取得が可能です。そのほか夏季休暇 3 日、慶弔休暇等があります。

報酬等

基本給は、月額 334,000 円程度です。
また、基本給以外に、期末・勤勉手当、通勤手当及び交通費が実費により別途支給されます。
なお、通勤手当には月額 55,000 円の支給限度額があります。

社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、年齢により介護保険に加入します。

その他

勤務開始後に健康診断を実施します。

欠格条項

〈地方公務員法第16条〉

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(平一一法一五一・平二六法三四・令元法三七・一部改正)

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

※本選考は令和8年度の一般会計予算(案)に計上されている事案であり、議会の議決を得られることを条件として、事業計画を定めるものです。

(お問い合わせ・お申し込み先)

〒164-8501

中野区中野4-11-19 中野区役所(3階3番窓口)

地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課 介護予防推進係
担当:末平(すえひら)

TEL 03-3228-8949(直通)